

大学における消費者教育の実態と課題：
全国国立大学法人の総合大学を対象にしたシラバス
調査から

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 静岡大学学術院教育学領域 公開日: 2018-06-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 色川, 卓男 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00025351

大学における消費者教育の実態と課題

-全国国立大学法人の総合大学を対象にしたシラバス調査から-

A Study on Actual state and Problem of Consumer Education in Universities-from Syllabus survey in
Universities of National university corporation

色川 阜男
Takuo IROKAWA

(平成29年10月2日受理)

1. 問題の所在

本論文の課題は、大学における消費者教育の実態とそこから把握される課題を論じることにある。消費者教育の推進の方向性としては、2012年に制定された消費者教育推進法第三条にあるとおり、あらゆる年齢層を対象に、あらゆる場において、「多様な主体な連携」等によって、「効果的に行なうことが期待されている」。また、大学における消費者教育に関しては、文部科学省が2011年に「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」(以下では「指針」と呼ぶ)を出しているが、そこでは大学における消費者教育の必要性として①学生への生活支援、②自立した消費者及び職業人の育成、③消費生活に係わる専門的人材の育成、④生涯学習拠点としての地域貢献、⑤大学組織の危機管理をあげている。いずれも重要であるが、大学生という立場から見ると、①、②、③がとりわけ関わりが深いといえよう。しかし2010年時点での文科省(2011)「消費者教育における国内の取組状況調査」によると、一部でも授業等を実施している大学は2割に満たないといわれているだけでなく、文科省(2011)「大学等及び社会教育における消費者教育の取組事例」にみても、取り組みに濃淡があることがわかる。しかしこれらは各大学に対してアンケートを実施したものであり、シラバス等の客観的なデータから把握したものではない¹。また、全国の大学における消費者教育の実態を客観的に把握するような実証研究は、前述した調査等及び消費者教育支援センター(2001)がみられる程度である。

そこで本稿では、大学における消費者教育の全国的な実態について、シラバスを手がかりにして実証的に検討し、そこにみられる課題について検討することにした。

家政教育系列

¹ 大学は、一般に組織的にも高校までと比べて、規模が大きく複雑であり、アンケート調査の窓口が事務部局になるため、学内にたっている科目的把握が不十分な場合も考えられる。

2. 調査の概要

本論文で対象にしたのは全国の国立大学法人の総合大学である。この調査では、全国国立大学法人の総合大学50校のうち、シラバス等で調査できる48大学を対象にし、講義科目（共通教育、専門教育）として立っているもの（2016年度の実績）をカウントすることにした。シラバスの収集方法は各大学のwebサイト上にアップされているシラバスを利用して、検索機能を用いた場合と検索機能がない一覧表の場合は、目視確認を行った場合とがある。一覧表しかない大学は、2大学のみであったため、ほぼ検索機能を利用したことになる。シラバスの検索はまず「消費」、「消費者」をキーワードに入れて行った。抽出された科目的シラバスの内容を見て、まず「消費者教育」という用語があるか、もしくは消費者庁の消費者教育の体系イメージマップで示されている4つの対象領域のうち、特に重要な「消費者市民社会の構築」、あるいは「生活の管理と契約」関連の内容が含まれているかを確認した。科目名かシラバスの内容に「消費者教育」という用語がある科目は「消費者教育科目」（以下では「教育科目」と略す）、「消費者教育」という用語は見当たらないものの、「消費者市民社会の構築」あるいは「生活の管理と契約」関連の内容が含まれている科目は「消費者教育関連科目」（以下では「関連科目」と略す）、そしてこれら二つをあわせて、「消費者教育該当科目」（以下では「該当科目」と略す）とし、その時間数を計算した。また科目数は、1科目15コマで換算した。

次に、このシラバス調査を補完するために利用したのが、消費者庁、文科省の事例集等調査である。各事例集に掲載されたもの（2009_2013_消費者庁、2011_文科省）から、2016年度に開講が確認されたもののうち、上記シラバス調査データの情報として加えられるものは追加した。

分析方法は、共通教育、専門教育を区別し、全体の状況を示した上で、以下の4つの属性別に χ^2 検定を行った。4つの属性とは、地方（北海道・東北、関東、中部、近畿、中国・四国、九州・沖縄の6区分）、当該大学所在地都道府県の人口規模（人口100万人未満、人口100～150万人未満、人口150～300万人未満、人口300万人以上の4区分）、当該大学在籍者数を4等分したグループ（5009人未満、5009～7280人未満、7281～9843人未満、9844人以上の4区分）、教員養成学部の有無である。

また、シラバスの内容を検討する場合には、消費者教育の体系イメージマップで示されている4領域である「消費者市民社会の構築」、「商品等の安全」、「生活の管理と契約」、「情報とメディア」をもとに、大学での授業内容を考慮して、「生活の管理と契約」という1領域を「契約」と「パーソナルファイナンス」の2領域に分割し、全体として5領域に分類し直したもので評価した。

3. 結果と考察①－共通教育－

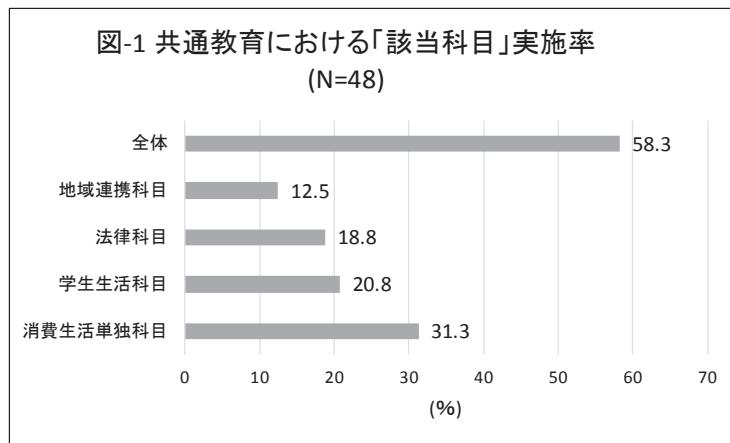
（1）共通教育全体

①実施率

全国国立大学法人のシラバスが確認できた総合大学48校のうち、「該当科目」が共通教育で

² 複数の領域にまたぐようなシラバスの内容がある場合には、それぞれカウントする予定であったが、そのような例はみられなかった。

実施されている割合は、58.3%である（図-1）。



新入生セミナーなど学生生活科目に含まれているものが20.8%、法律科目は18.8%に対して、シラバスの内容がほぼ「消費者市民社会の構築」あるいは「生活の管理と契約」関連のみの内容で構成されている消費生活単独科目が31.3%と多くなっている。但し地域の人材をゲスト講師等に入れた地域連携科目は確認できる限り、12.5%にとどまっており、共通教育における「該当科目」では、外部人材の活用はあまり進んでいない。

次に共通教育における「該当科目」の実施率を4つの属性に分けて検討すると、地方と当該大学所在地都道府県の人口規模で、一部有意な差がみられた（表-1）。地方別で見ると、中国・四国地方が88.9%と多く、42.9%にとどまっている九州・沖縄との間に統計的に有意な差がみられた。また、当該都道府県の人口規模別でみると、人口規模が小さいほど、該当率が高くなる傾向がみられ、統計的には人口100万人未満の都道府県の該当率と人口300万人以上の都道府県のそれとは、統計的に有意な差がみられる。

表-1 共通教育・「該当科目」実施率 (%)

	No		N	実施率
地 方	1	北海道、東北	7	71.4
	2	関東	9	44.4
	3	中部	9	44.4
	4	近畿	7	57.1
	5	中国、四国	9	88.9
	6	九州、沖縄	7	42.9
都 人 道 口 府 県	7	人口100万人未満	8	87.5
	8	人口100万人～150万人未満	14	71.4
	9	人口150万人～300万人未満	15	53.3
	10	人口300万人以上	11	27.3
学 生 在 籍 数	11	5009人未満の小規模	12	75.0
	12	5009～7280人未満の中規模	11	45.5
	13	7281～9843人の中規模	12	66.7
	14	9844人以上の大規模	13	46.2
	15	教員養成学部あり	40	62.5
	16	教員養成学部なし	8	37.5
		合計	48	58.3

注)実施率の中で、p<0.1未満で有意なのは、反転しているところ。

これらをみると、共通教育科目全体における「該当科目」の実施率は、全体で6割弱となつ

ているが、中国・四国地方か、もしくは当該大学がおかれている人口規模が小さいほど、共通教育で「該当科目」が実施される傾向にあるといえるだろう。

しかしここでみたのは、共通教育に「該当科目」が実施されているかどうかだけである。そのため1コマしか実施していない大学も、10コマ実施している大学も、同じように実施しているという扱いになるという問題点がある。そこで次項では、実際にどのくらいの時間数をとつて「該当科目」を行っているかについて検討することにしたい。

② 時間数

消費者教育に関する授業時間数をコマ数で換算したところ、全体で7.1コマであり、中国・四国地方、人口100万人未満、7281人から9843人が在籍する中規模校、教員養成学部がある大学の方が授業時間数は多く、中国・四国地方は近畿地方より、人口100万人未満は人口300万人

表-2 共通教育・「該当科目」総授業時間数（コマ数）

	No		N	平均値
地 方	1	北海道、東北	7	7.1
	2	関東	9	7.4
	3	中部	9	6.4
	4	近畿	7	3.0
	5	中国、四国、	9	11.2
	6	九州、沖縄	7	6.4
都 人 道 口 府 県	7	人口100万人未満	8	10.5
	8	人口100万人～150万人未満	14	6.8
	9	人口150万人～300万人未満	15	8.3
	10	人口300万人以上	11	3.5
学 生 在 籍 数	11	5009人未満の小規模	12	6.9
	12	5009～7280人未満の中小規模	11	7.6
	13	7281～9843人の中規模	12	10.3
	14	9844人以上の大規模	13	3.9
	15	教員養成学部あり	40	8.3
	16	教員養成学部なし	8	1.4
		合計	48	7.1

注)平均値の中で、p<0.1未満で有意なのは、反転しているところ
5>4, 7>10, 13>14, 15>16

表-3 共通教育・学生生活・「該当科目」実施率（%）

	No		N	実施率
地 方	1	北海道、東北	7	14.3
	2	関東	9	22.2
	3	中部	9	22.2
	4	近畿	7	42.9
	5	中国、四国、	9	22.2
	6	九州、沖縄	7	0.0
都 人 道 口 府 県	7	人口100万人未満	8	25.0
	8	人口100万人～150万人未満	14	28.6
	9	人口150万人～300万人未満	15	20.0
	10	人口300万人以上	11	9.1
学 生 在 籍 数	11	5009人未満の小規模	12	33.3
	12	5009～7280人未満の中小規模	11	0.0
	13	7281～9843人の中規模	12	16.7
	14	9844人以上の大規模	13	30.8
	15	教員養成学部あり	40	20.0
	16	教員養成学部なし	8	25.0
		合計	48	20.8

注)実施率の中で、p<0.1未満で有意なのは、反転しているところ
4>6, 11>12

以上より、人口7281人から9843人の在籍者がいる中規模校は、9844人以上の大規模校より、教員養成学部がある大学は、教員養成学部がない大学より、それぞれ統計的には有意に授業時間数が多い（表-2）。これをみるとわかるように、実施率の結果が、授業時間数をふまえると、さらに拡大していることになり、規模が小さく、教員養成学部がある大学の方が共通教育で「該当科目」関連の科目が立てやすいし、内容的にも時間を確保されやすいということであろう。

(2) 共通・学生生活科目

次に共通教育のうち、新入生セミナーなど学生生活科目では、どのように実施されているのかをみていく（表-3）、近畿地方、小規模大学で実施されていることがわかる。教員養成学部の有無は、この科目的実施率には影響を与えていない。学生生活科目の場合には、近畿地方で多く立てられ、九州・沖縄では実施されていないものの、人口規模の影響はあまりみられず、学生在籍者数でも小規模と大規模で実施率が高いように、特定の傾向はみられない。つまり、近畿地方が突出しているなど、一部地域性はみられる。

学生生活科目は、各大学において複

図-2 共通・学生生活1科目あたり時間数(%)

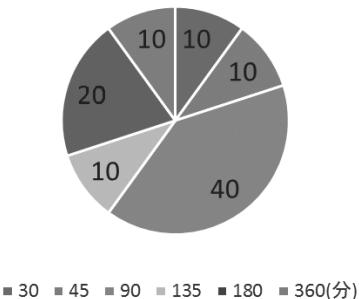
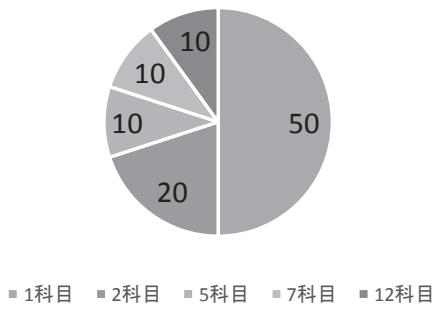


図-3 共通・学生生活・「該当科目」数 (N=10%)



数たてている場合も多いので、ここでは1科目あたりの時間数をみた(図-2)。

1回90分授業の大学が40%であり、90分以内で60%を占めている。最短30分³、最長360分であり、最長では1科目15回のうち、4回分実施しているところもあった。図表では示さないが、シラバスの内容をみると、「契約」が100%と圧倒的に多く、「情報とメディア」が30%、「パーソナルファイナンス」が20%となっている。学生生活の科目では、契約関連に焦点をあてて教えていることがわかる。

また、実施科目数でみると(図-3)、1科目が最も多く50%と半数を占め、最も多い大学では12科目と

なっている。学生生活科目は基本的に、ある程度少人数で、全学部全専攻にわたって実施されているので、12科目というのは、各学部各専攻にまんべんなく「該当科目」が実施されていることを指し、特に多いということはない。むしろ1科目が多いということは、特定の学部生が受講する学生生活科目だけで実施され、大学全体の課題として、「該当科目」があまり取り上げられていない可能性があると考えられよう。

このようにみてくるとわかるように、学生生活関係の科目は、まだ全体の2割の大学でしか実施されておらず、1科目1コマというのが現在の平均的な形態である。これはまだ多くの大学で、消費者教育を喫緊の課題としては考慮されていないということだろう。

(3) 共通・法律科目

共通教育の法律科目において、「該当科目」を実施しているのは、特に中国・四国地方の大学で多く、55.6%となっている(表-4)。そのため、中部地方や九州・沖縄地方など、法律科目において「該当科目」が実施されていない地域と比べると、統計的には有意に高くなっている。また人口規模では人口100万人未満の地域で37.5%と実施率が高くなっているものの、有意な差はみられず、大学の規模や教員養成学部の有無ではあまり差がみられない。

この結果からみると、法律科目において消費者教育を実施するか否かは、地域性はみられるものの、その他の要因はほとんど関係していない。詳細に内容を見ると、共通教育にも関わらず、内容的には専門教育でやるような科目がたてられている場合もあり、各大学のカリキュラ

³ 学生生活科目の時間数は1コマ90分と考えているが、1コマ90分の内、30分だけ消費者トラブルについて話しているということを文部科学省(2011)から見いだした。また45分になっているのは、1回90分のシラバスに2つの内容があがっており、その一つが消費者トラブルであったため、45分とした。

表-4 共通教育・法律・「該当科目」実施率(%)

	No		N	実施率
地方	1	北海道、東北	7	28.6
	2	関東	9	11.1
	3	中部	9	0.0
	4	近畿	7	14.3
	5	中国、四国、九州、沖縄	9	55.6
	6		7	0.0
都道府県	7	人口100万人未満	8	37.5
	8	人口100万人～150万人未満	14	7.1
	9	人口150万人～300万人未満	15	20.0
	10	人口300万人以上	11	18.2
学生在籍数	11	5009人未満の小規模	12	16.7
	12	5009～7280人未満の中小規模	11	18.2
	13	7281～9843人の中規模	12	16.7
	14	9844人以上の大規模	13	23.1
	15	教員養成学部あり	40	20.0
	16	教員養成学部なし	8	12.5
		合計	48	18.8

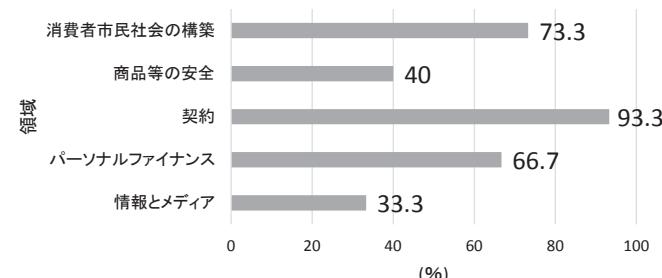
(注)実施率の中で、p<0.1未満で有意なのは、反転しているところ
5>3.6

表-5 共通教育・消費生活・「該当科目」実施率(%)

	No		N	実施率
地方	1	北海道、東北	7	28.6
	2	関東	9	22.2
	3	中部	9	22.2
	4	近畿	7	0.0
	5	中国、四国、九州、沖縄	9	66.7
	6		7	42.9
都道府県	7	人口100万人未満	8	62.5
	8	人口100万人～150万人未満	14	35.7
	9	人口150万人～300万人未満	15	26.7
	10	人口300万人以上	11	9.1
学生在籍数	11	5009人未満の小規模	12	25.0
	12	5009～7280人未満の中小規模	11	45.5
	13	7281～9843人の中規模	12	50.0
	14	9844人以上の大規模	13	7.7
	15	教員養成学部あり	40	37.5
	16	教員養成学部なし	8	0.0
		合計	48	31.3

(注)実施率の中で、p<0.1未満で有意なのは、反転しているところ
4>5.8>11,12>13,15>16

図-4 共通教育・消費生活単独科目・領域別実施率(N=15)



されているのではなく、「契約」や「消費者市民社会の構築」に偏った授業が行われていると考えられよう。

ム構成についての考え方によって、共通教育において法律科目が実施されるかどうかが決まつてくるといえるだろう。

(4) 共通・消費生活単独科目

先述したように、共通教育の中で、ほど「消費者市民社会の構築」あるいは「生活の管理と契約」関連のみの内容で授業が構成されている科目がみられた。それをここでは消費生活単独科目と呼んでいる。属性別に実施率をみると(表-5)、中国・四国地方では66.7%の大学で実施されており、他の地方と比べても圧倒的に多くの大学で実施されていることになる。そのためか、人口規模が小さい都道府県ほど実施率が高く、とりわけ人口100万人未満の方が、300万人以上のケースよりも有意に高くなっている。学生在籍数では、中規模大学と大規模大学の間で有意な差がみられ、教員養成学部がある方が有意に高くなっている。消費生活だけで科目を構成するには、人的資源という面で教員養成学部のある方が設置しやすいのであろう。

次にそれぞれの授業がどのような内容で構成されているのかをみていくこと(図-4)、「契約」が93.3%と最も多く、「消費者市民社会の構築」が73.3%、「パーソナルファイナンス」が66.7%と続く。「商品等の安全」と「情報とメディア」

が低くなっているが、これはおそらくやっていないのではなく、授業の中で触れているものの、授業の主題にはしていない場合があると考えられる。しかし一方、この5領域全てを満たした科目は6.9%しかなく、2領域以内しか該当しなかった科目は65.5%と多くなっている。消費生活の単独科目といっても、バランス良く実施

(5) 共通教育・まとめ

ここまでをまとめると、全体では6割の大学で、共通教育において消費者教育に関連する授業を行っている。しかし地域の関係者を巻き込んだ科目は1割台にとどまる。また、学生生活、法律系、単独科目は2～3割の実施率である。属性別で見ると、中国・四国地方や人口規模の小さい都道府県の大学ほど、実施率が高くなっている。学生生活科目では、1科目1コマ分、「契約」を扱っている場合が多い。消費生活単独科目は、「契約」と「消費者市民社会の構築」から構成されている場合が多い。しかしことんど学生全員が受講する学生生活科目でも2割程度にとどまり、あっても1コマ程度である。また法律科目や消費生活単独科目に至っては、選択科目であると推察されるので、受講しなければ、それで終わってしまうことになる。過去との比較ができないので、現在はどのくらい進展した結果なのかは把握できないが、共通教育の実態は、受講する学生の立場からみると、いまだ不十分な状況にあるとまとめられよう。

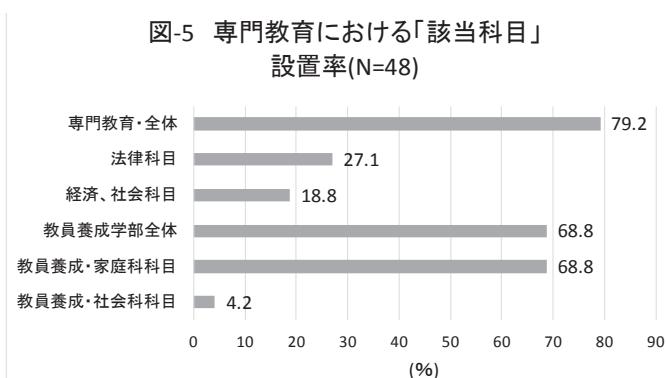
4. 結果と考察②－専門教育－

(1) 専門教育全体

①設置率

専門教育では、どの程度、「該当科目」が設置されているのかを検討していこう（図-5）。先述したように、ここでいう「該当科目」とは、「消費者教育」という用語を科目名かシラバスの内容で示しているか、消費者教育の体系イメージマップにおける「消費者市民社会の構築」か「生活の管理と契約」の領域を含んでいるものをさす。ここで実施と言わず、設置と呼んでいるのは、専門教育ではその分野の専門家を養成するために科目が構成されている以上、1コマだけの実施ではあまり意味がないと考えられるからである。そこで設置と呼び、関連する科目があるか否かを問題とした。

ここでみるとわかるように、専門教育全体では79.2%の大学のいづれかの学部等で設置されており、とりわけ教員養成学部では68.8%と特に多くなっている。この結果を見るとわかるように、法律や経済などの専門教育において「該当科目」は選択科目の一つであるのに対して、教員養成学部では、教員免許法上の縛りがある程度あって、免許取得の必修になっているからだといえよう。しかも、教員養成の家庭科だけが68.8%と圧倒的に多く、教員養成の社会科ではわずか4.2%となっているように、教員養成といつても、家庭科の多くの学生たちは、「該当科目」を受講せざるを得ないのに対して、社会科の学生たちは家庭科にたっている「該当科目」をとりにいかない限り、受講しなくとも教員免許がとれるという状況にあるといえる。つまり、専門教育で「該当科目」を受講できる学生は、圧倒的に教員養成の家庭科、次に法律や経済等



の社会科学系専門学部、そして最後に教員養成・社会科ということになる。

② 属性別設置状況

次に属性別に設置状況をみていくと、ケース数が少ない事もあって、有意な差が見られる項目は少ない（表-6）。それでもいくつか有意な差はみられる。まず法律科目では人口300万人以上の学生数の多い大規模大学で「該当科目」の設置率が高くなっている。これは大規模大学であるがゆえに、開講されている科目数が多く、そのため、消費者法等、「該当科目」がたてやすいのではないかと考えられる。また経済・社会科目では特に特徴は見られず、教員養成と教員・家庭科では、まったく同じ割合となっているように、教員養成で「該当科目」があるのは、教員養成の家庭科を指すことがわかる。そして教員養成及び教員養成・家庭科では地方や人口規模では明確な違いはみられないものの、特に中規模大学で、そして当然のことながら、教員養成学部がある大学だけで設置されていることになる。但し、教員・社会科はいずれも有意な差は見られず、あまり設置されていない。

表-6 専門教育・「該当科目」設置率 (%)

	No		N	専門全体	法律	経済・社会	教員養成	教員・家庭	教員・社会
地 方	1	北海道、東北	7	71.4	14.3	0.0	57.1	57.1	0.0
	2	関東	9	77.8	33.3	11.1	66.7	66.7	11.1
	3	中部	9	88.9	22.2	33.3	77.8	77.8	11.1
	4	近畿	7	71.4	28.6	42.9	57.1	57.1	0.0
	5	中国、四国、	9	77.8	44.4	11.1	66.7	66.7	0.0
	6	九州、沖縄	7	85.7	14.3	14.3	85.7	85.7	0.0
都 人 道 口 府 県	7	人口100万人未満	8	75.0	12.5	12.5	62.5	62.5	0.0
	8	人口100万人～150万人未満	14	92.9	21.4	21.4	85.7	85.7	0.0
	9	人口150万人～300万人未満	15	73.3	20.0	13.3	66.7	66.7	6.7
	10	人口300万人以上	11	72.7	54.5	27.3	54.5	54.5	9.1
学 生 在 籍 数	11	5009人未満の小規模	12	83.3	16.7	33.3	75.0	75.0	0.0
	12	5009 - 7280人未満の中小規模	11	81.8	18.2	18.2	72.7	72.7	9.1
	13	7281 - 9843人の中規模	12	100.0	16.7	16.7	100.0	100.0	8.3
	14	9844人以上の大規模	13	53.8	53.8	7.7	30.8	30.8	0.0
	15	教員養成学部あり	40	87.5	25.0	20.0	82.5	82.5	5.0
	16	教員養成学部なし	8	37.5	37.5	12.5	0.0	0.0	0.0
		合計	48	79.2	27.1	18.8	68.8	68.8	4.2

注)実施率の中で、p<0.1未満で有意なのは、色が反転しているところ。

専門全体:13>14,15>16;法律7>10>11,13;教員養成,教員・家庭:13>14,15>16

③ 属性別科目数

設置率は設置されているか否かの評価であるので、次に「該当科目」が各専門教育においてどのくらい立てられているのかを検討していこう（表-7）。

専門教育全体では、最も多い中規模大学で2.8科目、最も少ない教員養成学部なしで0.8科目となっており、中規模大学の方が大規模大学より、また教員養成学部のある方が、科目数が有意に多くなっている。各専門教育別に見ると、法律科目では中国・四国地方は0.7科目と北海道・東北地方、九州・沖縄地方より有意に多く、大規模大学では0.6科目と半数以上の大学で「該当科目」が設置されていることになる。また経済・社会では、近畿地方が0.9科目と、ほぼ該当するすべての大学で「該当科目」が設置されているが、学生在籍数では小規模大学で設置されている割合が有意に高くなっている。教員養成では中規模大学で2.0科目と有意に高くなっているものの、教員養成学部だけでも、1.6科目と1科目以上の設置が多くなっている一方、教員養成・社会科ではほとんど科目がたてられていない。専門教育全体でみると、教員養成・家庭科における設置率が圧倒的に高いことがわかる。

表-7 専門教育・「該当科目」平均数 (%)

	No		N	専門全体	法律	経済・社会	教員養成	教員・家庭	教員・社会
地方	1	北海道、東北	7	1.3	0.1	0.0	1.0	1.0	0.0
	2	関東	9	2.3	0.4	0.3	1.6	1.4	0.1
	3	中部	9	2.4	0.2	0.7	1.4	1.3	0.1
	4	近畿	7	2.1	0.3	0.9	1.0	1.0	0.0
	5	中国、四国、	9	2.0	0.7	0.1	1.2	1.2	0.0
	6	九州、沖縄	7	2.1	0.1	0.1	1.9	1.9	0.0
都 人 道 口 府 県	7	人口100万人未満	8	1.5	0.1	0.1	1.1	1.1	0.0
	8	人口100万人～150万人未満	14	2.2	0.3	0.4	1.4	1.4	0.0
	9	人口150万人～300万人未満	15	2.0	0.3	0.1	1.5	1.5	0.1
	10	人口300万人以上	11	2.5	0.6	0.7	1.2	1.1	0.1
学 生 在 籍 数	11	5009人未満の小規模	12	2.5	0.2	0.8	1.3	1.3	0.0
	12	5009～7280人未満の中小規模	11	1.9	0.3	0.2	1.5	1.4	0.1
	13	7281～9843人の中規模	12	2.8	0.3	0.4	2.1	2.0	0.1
	14	9844人以上の大規模	13	1.3	0.6	0.1	0.6	0.6	0.0
	15	教員養成学部あり	40	2.4	0.3	0.3	1.6	1.6	0.1
	16	教員養成学部なし	8	0.8	0.3	0.5	0.0	0.0	0.0
		合計	48	2.1	0.3	0.4	1.4	1.3	0.4

注)実施率の中で、p<0.1未満で有意なのは、色が反転しているところ。

専門全体:13>14;15>16;法律5>1,6;7;14>11,12;経済・社会4>1,11>14;教員養成13>11,14;教員・家庭:13>11,12,15

(2) 「教育科目」

① 設置率

専門教育において、教員養成・家庭科において「該当科目」が圧倒的に設置されているわけだが、ここでは「教育科目」に限定して検討する。「教育科目」とは、科目名やシラバスの内容において「消費者教育」という用語が含まれているものをさす。また「消費者教育」(論)という名称で設置されている科目を狭義の「教育科目」、シラバスにおいて一部「消費者教育」という用語が現れている科目を広義の「教育科目」として検討した(表-8)。

ケース数が少ないこともあって、広義の「教育科目」における教員養成学部の有無だけで有意な差が見られるだけであるが、傾向としては人口規模が小さいほど、広義の「教育科目」が立っている場合が見られる。この結果をみると、教員養成学部がある大学において、広義及び狭義の「教育科目」をたてるかどうかは、関係する教員たちの個人的な考え方によると整理できよう。

表-8 専門教育・「教育」科目設置率 (%)

	No		N	広義(N=11)	狭義(N=8)
地方	1	北海道、東北	7	14.3	14.3
	2	関東	9	11.1	22.2
	3	中部	9	22.2	22.2
	4	近畿	7	28.6	14.3
	5	中国、四国、	9	33.3	0.0
	6	九州、沖縄	7	28.6	28.6
都 人 道 口 府 県	7	人口100万人未満	8	37.5	0.0
	8	人口100万人～150万人未満	14	28.6	14.3
	9	人口150万人～300万人未満	15	20.0	20.0
	10	人口300万人以上	11	9.1	27.3
学 生 在 籍 数	11	5009人未満の小規模	12	33.3	16.7
	12	5009～7280人未満の中小規模	11	18.2	27.3
	13	7281～9843人の中規模	12	33.3	25.0
	14	9844人以上の大規模	13	7.7	0.0
	15	教員養成学部あり	40	27.5	20.0
	16	教員養成学部なし	8	0.0	0.0
		合計	48	22.4	16.7

注1)広義は、消費者教育という用語がシラバスに一部でもみられる科目。狭義は、「消費者教育」(論)という用語を科目名にしている科目。狭義であり、広義の定義に含まれる関連科目がある場合も狭義に含めている。

注2)実施率の中で、p<0.1未満で有意なのは、反転しているところ。
15>16

消費者教育の教育部分の内容に該当する時間を「教育関係」といはずの分類にも入らない「その他」に分けて、検討した。これによると、広義の「教育科目」では、教育部分は2コマ程度にとどまり、その分、「消費者市民社会の構築」や「契約」、「パーソナルファイナンス」が相

② コマ数

授業時間数をコマ数で換算していくため、ここでは先述した5領域と

対的に多くなっている（表-9）。

表-9 専門教育・「教育」科目的平均コマ数（%）

領域	広義(N=11)	狭義(N=8)
教育関係	1.9	9.0
消費者市民社会の構築	4.7	2.2
商品の安全	0.5	0.1
契約	2.6	2.6
パーソナルファイナンス	2.6	0.4
情報とメディア	1.0	0.7
その他	1.7	0.0
合計	15.0	15.0

他方、狭義の「教育科目」では「教育関係」が9コマと授業全体の15コマの6割を占めている。そして広義の「教育科目」が設置されている場合には、関連科目数も含めた合計科目数は2.3科目なのに対して、狭義の「教育科目」が設置されている場合には、関連科目も含めた合計科目数は2.0科目と相対的に少なくなっている。

ている。広義の「教育科目」を設置している大学では、「消費者教育」の教育部分を関連科目の中で幅広く実施しているのに対して、狭義の「教育科目」を設置している場合には、「消費者教育」の教育部分に特化させて科目を設置していることになる。ここでもまた、属性別に異なると言うよりは、カリキュラムに対する関係教員の考え方の違いが現れているといえるだろう。

(3) 専門教育・まとめ

以上をまとめると、「該当科目」は、専門教育の全体では8割程度の大学で実施している。教員養成がある大学とない大学では、前者の大学の方の科目数が有意に多く、教員養成科目が7割、法律科目が3割弱にとどまる。教員養成のうち、家庭科科目がほとんどで、「教育科目」に絞ると、ほぼ家庭科科目のみになる。そして属性別にほとんど特徴は見られず、各大学の教員の意識によって、設置するか否かが決められているといえる。

学生の視点からみると、大学で「教育科目」を学べるのは、教員養成の家庭科のみであり、「関連科目」に広げても、大学の社会科学系学部等に設置されている法律、経済・社会の選択科目のみに限定され、消費者庁、国民生活センター、消費生活センターなどの専門的職員養成（専門家養成教育）向けの体系的なカリキュラムはないとまとめられよう。

5. 全体のまとめ

全体をまとめると、共通教育全体では6割程度の大学で、消費者教育が実施されているわけだが、ほとんど学生全員が受講する学生生活科目でも2割程度にとどまり、あっても1コマ程度であり、法律科目や消費生活単独科目に至っては、選択科目であると推察されるので、受講しなければ、それで終わってしまうことになる。専門教育全体で見ると、約8割弱の大学で実施されているが、教員養成・家庭科に所属していない限り、狭義の「教育科目」に触れる機会はないといえよう。このように、共通教育と専門教育のいずれにおいても、消費生活に関する科目、「教育科目」とも不十分な開設状況にとどまっているといえるだろう。

問題はこれらに尽きない。教員養成の家庭科において「教育科目」が設置されているにしても、広義で2割、狭義では1割台にとどまっており、教員養成の家庭科に所属していても、大学によっては受講できるとは限らない。またたとえ受講していたにしても、それが身につき、

教員になったときに役に立つ学びを得られているかという課題が残る。

冒頭で示した文部科学省の「指針」に沿って整理すると、「学生への生活支援」、「自立した消費者の育成」、「専門的人材の育成」のいずれも不十分であり、各大学教員の個人的な取り組みにとどまっているといえるだろう。

本研究は全体の実態把握にとどまっており、内容の詳細な検討など質的な問題には踏み込めていない。また本調査研究の対象には国立の単科大学や私立大学が含まれていない。今後は調査対象を広げ、大学における消費者教育についての実証研究を進めるとともに、大学における消費者教育推進に向けて、この厳しい実態を踏まえつつ、どのような取り組みを進めていけばよいのか、詳細な検討を進めたい。⁴

参考文献

- 色川卓男・増田真也・浅野眞人（2015）「大学生向け消費者教育の体系的教材の開発－多様な主体の連携とは何か－」『静岡大学教育学部研究報告（教科教育学編）』第46号, 2015年3月, pp.147-162
<http://ir.lib.shizuoka.ac.jp/bitstream/10297/9184/1/46-0147.pdf> 2017.9.5)
- (財) 消費者教育支援センター（2001）『高等教育機関の消費者教育：全国大学シラバス調査』平成12年度文部科学省委嘱事業
- 消費者教育推進のための体系的プログラム研究会（2013）「消費者教育の体系イメージマップ」
http://www.caa.go.jp/information/pdf/130122imagemap_4.pdf
- 消費者庁（2009）「消費者教育の新たな進め方に関する実践事例等調査研究事業報告書」
<http://www.caa.go.jp/information/kyoukujisen.html> 2017.9.5)
- 消費者庁（2013）「地方公共団体における消費者教育の事例集」
http://www.caa.go.jp/region/pdf/130628_torikumi_1.pdf 2017.9.5)
- 文部科学省（2011）「消費者教育における国内の取組状況調査」授業・ゼミにおける消費者教育の事例（1）、（2）
http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syouthisha/detail/1306390.htm 2017.9.5)
- 文科省（2011）「大学等及び社会教育における消費者教育の取組事例」
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2011/10/31/1306400_02.pdf 2017.9.5)

⁴ 大学生に対する消費者教育には、大学を超えた取組もいくつかみられており、それら事例についての検討も必要だろう。